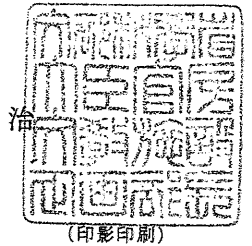


28文科施第295号
平成28年10月11日

各都道府県教育委員会教育長
各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事
各国公立大学長 殿
各国公立高等専門学校長
独立行政法人国立高等専門学校機構長

文部科学省大臣官房文教施設企画部長
山下 治



「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」
緊急提言について（通知）

本年4月に発生した熊本地震においては、地震により学校施設にも被害が発生するとともに、学校施設が地域住民の避難所として使用される中で、施設機能上多くの課題が生じたところです。

このため文部科学省では、「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」（座長：長澤悟 東洋大学名誉教授）を開催し、学校施設の耐震対策や防災機能の確保など、今回の地震被害を踏まえた今後の学校施設の整備方策について検討いただき、今般、別添のとおり緊急提言が取りまとめられました。

本緊急提言では、第1章においては、児童生徒等の安全確保について、耐震化や非構造部材の耐震対策の推進、第2章においては、学校施設における避難所機能の確保について、児童生徒や地域住民等の避難所として必要な諸機能の確保方策がそれぞれ示され、第3章においては第1章及び第2章で示された方針に沿って、国や地方公共団体等が今後講ずるべき推進方策として、耐震対策の推進や関係部局間での連携体制の強化等が示されています。

各学校設置者においては、本緊急提言を参考にしつつ、引き続き構造体の耐震化及び吊り天井の落下防止対策を推進するとともに、非構造部材等の耐震点検及び耐震対策の推進を図るようお願いします。また、防災機能強化のための連携促進等については、防災施策を総括する防災担当部局が中心となって、教育委員会等の関係者間の協力体制構築の必要性等が示されたことから、各学校設置者においても適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、このことについて、各都道府県知事においては、所轄の私立学校に対して、各都道府県教育委員会教育長においては、域内の市区町村教育委員会に対して、それぞれ周知

いただきますようお願いいたします。

なお、地方公共団体の防災担当部局に対しても本提言の周知がなされるよう、関係省庁に依頼することとしています。

※本緊急提言については文部科学省のホームページにも掲載しています。

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/043/gaiyou/1374803.htm

〈連絡先〉

文部科学省大臣官房文教施設企画部
施設企画課防災推進室

電話：03-6734-2235

「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について」

緊急提言（概要）

1. 児童生徒の安全確保

①構造体及び吊り天井の耐震対策

- ・国公立学校施設における構造体の耐震化及び体育館等の吊り天井の落下防止対策については、平成27年度末までの完了を目指して取組を進めてきたところ。
- ・最大震度7の地震が2回、余震が約1,900回（7月14日現在）発生しているが、耐震化が完了していた学校施設については倒壊・崩壊等の大きな被害はなかったが、耐震化が未完了の学校施設においては構造体に甚大な被害が生じたものもあった。また、耐震対策が講じられていた吊り天井では脱落被害がなかった。

【今後の方向性】

- ・構造体の耐震化は、現行の方針に従い推進。
- ・体育館等の吊り天井は、撤去を中心とした対策を引き続き推進。

②吊り天井以外の非構造部材の耐震対策

- ・これまで耐震化を最優先に進めてきた一方で、老朽化が進行した学校施設の割合が急速に増加（築25年以上経過し改修が必要な建物面積が全体の約7割）。
- ・外壁・窓等で古い工法のものや経年劣化したものは落下等の被害が顕著であった。

【今後の方向性】

- ・吊り天井以外の非構造部材の落下防止など、安全対策の観点から、優先順位をつけて計画的に老朽化対策を行うことが必要。

非構造部材の被害状況



<経年劣化したラスモルタルによる外壁（湿式外壁）の落下（体育館）>



（大分合同新聞平成28年4月17日朝刊掲載）

<窓の脱落（体育館）>



<最上階ホール天井の脱落（校舎）>

2. 避難所機能の確保

- ・学校における防災機能の強化については、東日本大震災の教訓を踏まえ、国庫補助制度を創設するとともに優れた事例の普及啓発を図る等、取組を推進してきた。
- ・耐震化が完了していた多くの学校施設が避難所となり大勢の地域住民を受け入れ、整備されていた備蓄倉庫や太陽光発電設備などが役立った事例もあった。
- ・他方、学校施設は本来教育施設であることから、トイレや電気の確保等において、様々な不具合や不便が発生した（このような不具合等については、災害救助法に基づいて支援が行われ、環境改善が図られた事例もあった）。

避難所となった学校において必要とされた施設設備の例



トイレ（左：仮設トイレ、右：マンホールトイレ）

汲取りの処理、照明、和式等の問題があり、マンホールトイレの設置を求める声があった。

空調設備

避難者のニーズを踏まえ、災害救助法に基づいて仮設の空調設備が整備された。

【今後の方向性】

- ・防災部局が中心となって教育委員会等と連携し、学校施設ごとに避難所として求められる役割・備えるべき機能・施設利用計画等を明確化。
- ・予め整備すべきものと発災後に調達するものを見極め、優先順位をつけて整備。
- ・施設整備にあたっては、学校施設予算の他、防災関連予算等を活用。
- ・避難者の受入れ等避難所機能を維持しつつ、着実な学校再開へ向けた取組も重要。

<優先順位の考え方>

- ・学校施設に予め備えておくべき「生命確保期（2～3日後）」における「sheltering」機能を中心に、地域の実情に応じて不可欠な機能を検討し、優先的に整備すべき。
- ・学校施設での避難生活が長期化する場合も想定して、避難所における生活環境の向上に必要な機能について、仮設による対応などを事前に検討。
- ・障害者など要配慮者については、専用スペースや必要な機能を予め確保。
- ・感染症や避難者の身体機能の低下を予防する観点から、衛生面への配慮も必要。

【避難所機能の例】：トイレ、非常用電源、備蓄倉庫、空調、シャワー、プライバシー確保スペース等

3. 今後の推進方策

- ・文部科学省は、耐震化の早期完了と老朽化対策を強力に進めていくことが必要。また、非構造部材の耐震点検・対策を地方公共団体に要請するとともに、実態把握を行うことが必要。
- ・文部科学省は、関係府省庁と連携し、地方公共団体において避難所機能の確保のための体制の整備と各学校における防災機能強化の取組が推進されるよう要請することが必要。
- ・上記の施設整備を推進するため、文部科学省をはじめ、関係府省庁において必要な予算を確保するとともに、技術的な支援を図ることが必要。